

相模原市告示第179号

特定生産緑地の解除について

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により、次の特定生産緑地を解除したので、同条第2項により準用する第10条の2第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年4月14日

相模原市長 本村 賢太郎

1 区域

- (1) 別紙1位置図（南区上鶴間一丁目地内）のとおり
- (2) 別紙2位置図（南区上鶴間本町八丁目地内）のとおり

2 面積

別紙解除一覧のとおり

位置図（南区上鶴間一丁目地内）



位置図（南区上鶴間本町八丁目地内）



特定生産緑地の解除

箇所番号	所 在	面積 (㎡)
711	南区上鶴間一丁目地内	約370
731	南区上鶴間本町八丁目地内	約780